

給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していた子どもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）
※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請先

石岡市こども家庭センター にご申請ください。対象者の振込先の口座番号が
分かるものをご持参ください。または郵送で申請書を送付することも可能です。

相 談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して
います。給付金申請時などにお話を伺うこと
ができます。

石岡市こども家庭センター では、
給付のご案内はもちろん悩みや不安なども
お話いただけます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、
誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

石岡市こども家庭センター 0299-24-1390 月～金（祝日・土日祝日除く）
〒315-0027 石岡市杉並二丁目1番1号（石岡保健センター内）